

適正服薬支援のための薬剤情報通知事業業務委託仕様書

1 業務の目的

市町村国民健康保険（以下「市町村」という。）の被保険者のうち、重複、多剤服薬等の該当者をレセプトデータから抽出し、適正な受診や服薬を促す個別通知を送付するとともに介入後の効果分析・評価を行うことで、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図る市町村の取組を支援する。

2 業務の名称

適正服薬支援のための薬剤情報通知事業業務

3 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務委託の内容

(1) データ分析

市町村のレセプト分析を行い、重複、多剤服薬等の服薬状況及び重複・頻回等の受診状況を把握し、通知対象者を優先度別等に抽出すること。

なお、服薬状況や受診状況等の抽出条件については、受託者が提案した抽出条件をもとに、委託者と協議して決定すること。

(提供データ)

データ（※1）の概要	帳票名
・対象者抽出のための分析用データ 令和8年4月～令和8年6月の医科及び調剤にかかるレセプトデータ (なお、契約締結後まだ委託者が入手していないデータについては委託者が入手次第受託者に提出するものとする)	医科:21_RECDEINFO_MED. CSV 調剤:24_RECDEINFO_PHA. CSV DPC:22_RECDEINFO_DPC. CSV 医科:21_KDBINFO_MED. CSV 調剤:24_KDBINFO_PHA. CSV DPC:22_KDBINFO_DPC. CSV
・結果報告のための分析用データ 令和8年7月～令和8年12月（※2）の医科及び調剤にかかるレセプトデータ	

※1 取り扱うデータは個人情報であるため、セキュリティが確保された方法で受け渡しを行うこととし、受け渡しにかかる費用は受託者が負担すること。

※2 対象者への通知前の状況を確認することを目的にデータ期間を幅広に設定している。

(2) 個別通知の送付等

(1)の通知対象者へ個別通知の送付等を実施すること。

ア 通知対象者の抽出

通知対象者は、重複、多剤服薬等の服薬状況、重複・頻回等の受診状況、性別及び年齢階級別に区分をすること。

抽出条件の設定に当たっては、本県の過去の事業実績や市町村における重複・多剤服薬、重複・頻回受診者等（以下「重複服薬者等」という。）の特徴を踏まえ、詳細は委託者と協議して決定すること。

なお、通知総数は、最大で2,500通を見込んでいる。

通知対象者の抽出後、訪問指導を行うべき対象者の選定に活用できるリストを作成すること。

※ 過去3年の事業実績（参考）

年度	通知総数（通）	抽出期間	通知パターン	重複服薬条件	多剤服薬条件
令和5年度	6,477	11か月	1種類	ひと月に同一成分の医薬品が2か所以上の医療機関から処方されている者	ひと月に2か所以上の医療機関で、6種類以上の医薬品が処方されている者
令和6年度	1,353	3か月	2種類 ①令和6年度のみ対象 ②過去2年事業の対象	同一成分の薬剤が2か所以上の医療機関から処方され、その服用期間が7日以上重複している月が2か月以上ある者（季節性薬剤は考慮）	2か所以上の医療機関から処方された、6種類以上の薬剤を服用している月が2か月以上該当し、かつ6月末日で該当する者（季節性薬剤は考慮）
令和7年度	1,278	3か月	2種類 ①令和7年度のみ対象 ②過去2年事業の対象	2か所以上の医療機関から処方された同一成分又は薬効の薬剤の服用期間が7日以上重複しており、月末（5月末、6月末）時点で服用が確認できる者（季節性薬剤は考慮）	14日以上の内服薬の処方に対して、2か所以上の医療機関から月末（5月末、6月末）時点で6種類以上処方されている者（季節性薬剤は考慮）

イ 通知等の作成・送付

送付する通知等の勧奨資材の作成、宛名作成のほか必要な処理を行うこと。通知等はポリファーマシーの啓発や薬剤情報等の内容を含め、上記アに基づいて通知対象者への勧奨が最も効果的に実施されるよう2パターン以上の勧奨資材を作成すること。通知等の規格は任意とするが、誤送付防止を十分考慮して作成、郵送すること。

なお、郵送費は委託料に含むものとする。

データの概要	様式
・宛名作成用データ 保険者番号、被保険者記号番号、宛名番号、 被保険者氏名（カナ）、被保険者氏名（漢字）、 郵便番号、住所、方書、生年月日及び性別 ※ 外字は、仮名表記で通知作成	特定健診等被保険者データ KD_IF015

ウ サンプル納品

受託者は、業務が完了したときは速やかにサンプルを委託者に納品すること。また、受託者は、中間段階におけるサンプルを求められたときは、速やかに委託者に提出しなければならない。

受託者は、納品したサンプルの誤り又は訂正事項があった場合、業務完了後であっても委託者と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、委託者へ再提出しなければならない。

サンプルの著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、サンプルについては、秘密情報等が含まれないものとする。

エ 電話相談窓口の開設及び電話相談対応

一斉に通知発送を行うため、受託者は電話相談窓口の開設及び電話相談対応を実施すること。

通知文書への電話相談窓口の記載を行うこと。電話相談対応マニュアルを参考として委託者へ提示すること。電話相談件数や相談日時、相談内容、その回答内容をまとめて適宜委託者へデータにて、セキュリティに考慮した方法で報告すること。

設置期間は、送付後3月程度とするが、詳細は、委託者と協議して決定すること。

オ 医師会、薬剤師会及び病院薬剤師会への説明

受託者は、医師会、薬剤師会及び病院薬剤師会への事業説明を行う際の資料を作成し、委託者ととも説明へ同行すること。なお、資料には、県内における重複服薬者等の現状及び課題を含むものとする。

カ 市町村国保適正服薬支援事業との連携

県が実施する「市町村国保適正服薬促進支援事業」の案内チラシの作成、個別通知への同チラシの同封などの連携を図ること。

（参考）市町村国保適正服薬促進支援事業

宮崎県薬剤師会への委託により、市町村職員が重複・多剤服薬者等に保健指導を行うための薬学的助言や、対象者宅への薬剤師との同行訪問を行う体制を整備している事業。

令和8年度からは、対象者がより相談しやすい環境を確保するため、対象者宅へ

の同行訪問に加えて「おくすり相談会」の開催を予定している。

キ 上記のアからカまでの詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

(3) 通知対象者の医療費の増減の検証と効果測定

勸奨を実施した対象者のレセプトデータをもとに、対象者別の改善率や医薬品内容及び金額の変化等など、勸奨効果についての分析・評価結果を報告すること。なお、医薬品金額等の増減の算出に当たっては、季節的な要因による医薬品処方の影響を除外して実施すること。また、結果等を踏まえ、課題解決策を含む次年度の事業計画の提案を行うこと。

5 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

6 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とすること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、県及び関係機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。
- (3) この業務に関する制作物の著作権については、契約書（案）のとおり。